
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

平成28年6月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年6月8日 午前9時00分 開議

- 日程第1 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第31号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第31号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について
-

出席議員(10名)

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 建設産業課参事 益 田 英 則
教育長職務代行 下 口 哲 司 教育課長 松 尾 達 志
会計管理者 前 田 昇

午前9時00分 開会

○議長（橋井 満義君） みなさんおはようございます。開会をいたします。

ただ今の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおり各議案質疑の日程であります。

日程第1 議案第30号

○議長（橋井 満義君） まず、日程第1、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。はじめにお聞きしたいと思いますが、今回専決処分ということでこの税条例が出されたんですが、5月に専決の臨時会が開会をされております。その時に出されるものであったのではないかというふうに感じております。まあ、全協での説明がありましたけれども、忘れておったというようなことで、こういう大事な条例がこういう結果で提出されていいものかどうかということ、わたしはやっぱりその点は職員の皆さん申し訳ないですけども、もう少しきちんと自分の仕事についてのことを考えて日頃の仕事に取り組んでいただかないと、これによってですね、もし仮にですよ、これ3月31日にされたということにはなっていますが、4月に入ったりした場合にどれだけの人がこの恩恵が受けられなかったかということがあると思います。ですので、その点について答弁をいただきたいということ。それと、

今回のこの条例によってですけれども、どれだけの人に影響があったかということもあわせて答弁をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、三島議員にご質問にお答えいたします。言われますとおりでして5月の臨時議会が一度ございましたので、その時になんとしてでも専決処分にさせていただかんといけんかったもんですけれども、条例の中で何点かどうしても親法の方の確認とかようせんかったものでして、そういったこともあって調整等がうまくできなくて、6月の議会に上程さしていただきましたことはおことわり申し上げます。

それと決して忘れていたわけではありませんし、3月31日付で国の方の法律が変われば税条例すぐに関係あるものが多くありますので、それは改正していかないといけないことは重々わかっておりました。

それともう一つ恩恵についてということでもありますけれども、4月1日から施行の部分もございしますが今のところこれによって恩恵を受けられなかった方、住民の方があるのではないかといいことですが、それについてはないと考えております。今後気を付けますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 本条例をこう見ていき、まああの改正をしていくということはおわかりますが、それはいつ来るものなんでしょうか。いつ役場の方に届きますか。それはもう予定をされているので、だいたい組んでいくということではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 元の法律、地方税法等が変わるということで県の方から準則として新旧対象表を付けて流れてきますのは、3月の31日でございます。正式に決まったということで流れてきます。それまでにもこういうふうに変わるであろうということで、案のような説明はございますけれども、実際の事務をするということで新旧対照表を作らんことにはいけなくて、それについては3月31日になってからの新旧対象表の送付がありますので、それ以降になります。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、いろんなその4月1日現在に改正になるものにつ

いてですね、31日付できた場合には、4月に入ってから作業をするということになるのでしょうか。そういうことが31日の専決というそういうやり方でできるかどうかということが、わたしはちょっと疑問に思うんですがその点はいかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） たしかに31日に来たものを作業して4月1日からということになりますけれども、従来こういう手法でさしてもらっておりますし、元に話は戻りますけれども、次に、一番最初に議会がある時にそれを報告させていただくというかたちでやっておりますので、そういうことで従来からさしてもらっています。以上であります。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田ですけれども、34条の4の法人税割の税率についてちょっとお聞きしたいんですが、この改正はいろいろ調べてみましたら、一部が国税化になったという認識しておりますけれども、この減額された理由と根拠があれば教えていただきたいということと、それからそこで100分の12.1から8.4に引き下げるという税率は、ちょっとわたしも認識不足の面もありますが、これは中小法人以外の法人が対象になるというふうに書いてあつてですね、そうしますと中小法人に対しても同じ税率でしょうかということで、これは他の県、自治体では分けて法人税割がありますけれども、日吉津村ではここに書いてある率は一本でいくんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それから軽自動車税ですが、これは軽自動車税がこれは軽自動車税が種別割に変わっておりますが、この辺のこの種別割りの意味とかですね、なぜこういうように変わったのかということがわかりましたら、ご答弁お願いいたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松田議員の質問にお答えいたします。法人税の法人税割についてですけれども、この税率につきましては日吉津村は一本で考えております。この税率の下った分につきましては、国の方が交付税措置をするということで、具体的なやり方まではちょっと確認はしておりませんが、下がった分については国の方が別の法人税にかける税金の方で国の方が徴収をしてそれを改めて地方に分配をするというようなことで聞いております。

それと軽自動車税の種別割についてですけれども、これは従来軽自動車税一本だったものが、29年度から環境性能割という税率がもう一つ出てまいりますので、名称の整理といえますか、そ

ういうことで今まで通常軽自動車税、軽自動車税と言っておったものを種別割という言い方に直して、わかりやすく、2段に、二つあるものの一つを種別割ということに直すという名称の変更でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 軽自動車。軽自動車の種別割の詳細の。

○住民課長（清水 香代子君） 軽自動車の種別割については、従来払っておった従来の税額のことを種別割という言い方に直す、名称を新たに直すということでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） あの、種別割はちょっと後からですが、法人税割のこれは改正は一部国税化になったというふうに調べたら書いてあったようですけども、今、課長の話からいくとなんかちょっと違うような感じですが、その辺はどうなんですか。もういっぺんお答え願います。

それから種別割は、種別割といたらどういうもんなんですか。名称変更はわかりますよ。名称変更って書いてありますのでわかりますけれども、種別割とはどういうことなんかその辺がちょっとわかればお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） ですから、種別割というのは軽自動車税にも種類が、原動機付き自転車ですとか、農耕用車両とか、そういった種類があります。その種類ごとにまあ金額が違うわけですから、それを言うだけのことで、本当に名前が変わったということだけですが。以上です。

○議長（橋井 満義君） それともう一つ法人税の。

○住民課長（清水 香代子君） 法人税すみません。法人税についてですけども、法人住民税の税率引き下げ相当分につきましては、地方法人税の、国税の方でいうところの地方法人税の税率を引き上げて、地方交付税の減資化にしてこれを改めて地方に配分されるということで聞いております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 暫時、休憩します。

午前9時14分 休憩

午前9時15分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開します。清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） すみません。説明不足で、もう一度説明させていただきます。そういたしますと14ページ目を見ていただきますと、軽自動車税のところなので、82条になりますけれどもこれの2番目になります。軽自動車及び小型特殊自動車ということで、ここのアの軽自動車の中に2輪のもの、3輪のもの、4輪以上のもので乗用のものの営業用、自家用、貨物用のもので営業用、自家用、あと雪上車とか小型特殊自動車とかその他のものということで、これらを取りまとめて今までは軽自動車税とひとくくりでいっておりましたが、今後はこれらのものを今言いました種別ごとの金額を示すというところで、ただ名前を個々に種別割というだけのこととございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。この軽自動車税の今の種別割のところですけども、これはエコカー対策が入って燃費等により、形式等により値段を変えるというのが原則なんですわね。軽自動車の中ですよ。この農耕車どうこうというのは前からあったんですけども、今回から新しくなるというのは、軽自動車そのものの、乗用の古い者は対象ではありませんけれども、これから新しく出てきたものに対して、燃費性能のいいものは安くすると、古い形のは高くするとかこういうかたちにして、これができたが上にスズキでも三菱でも燃費性能をごまかしたと、ここの税金に入ってきているんですよ。スズキでも三菱でも、なぜ燃費をごまかしたかというのはここに来るんですよ。燃費が良ければ軽自動車税が安いというところを売りにして売ってるんですよ。ここを説明してもらわないと値段が変わってるんですよ。まったく。そこ説明して下さい。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩します。

午前9時24分 休憩

午前9時25分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開します。

村長。

○村長（石 操君） えーとですね、あの、車体課税ということでは、平成 29 年 4 月の、いわゆる 29 年度からということで、環境性能割の創設ということがあってこの度条例改正をしますけれども、29 年 4 月の消費税 10 パーセントへの引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設するというふうにあります。で、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1 パーセント、2 パーセント、3 パーセントの 4 段階を基本とする。営業車、軽自動車の税率は等分の間 2 パーセントを上限だと、それから新車、中古車を問わず対象とすると、税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2 年ごとに見直しをするということが書かれておりました、軽自動車税への環境性能割は当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。

自動車税環境性能割について、税収の一定割合を市町村に交付する制度を設けるということになっていまして、今改正の提案をしております条例等は、また多少この 6 月 1 日の国会の閉会の際に再増税の引き伸ばしを 2 年半ということで先延べにされましたので、ここが現在の条例ともう一回今改正の条例と照らし合わせて見る必要があるかなあというふうに感じておるところですけれども、専決処分ですのでとりあえず、3 月 31 日をもって 4 月 1 日から発行するという規定にしておるところでありますので、そこまでで、詳細についてはまた環境基準値の、特に自動車メーカーの基準値の改廃問題についてこの自動車税の該当になる基準なのか、ではないのか、まあそこにするための偽造がされたということだと思いますので、そこら辺も確認しながら改めてご報告をさしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ただいまの質問については、先ほどの松田議員そして加藤議員の関連した質問でありますので、それらの詳細等はわかれば別途報告いただきますようにこの場で申し上げます。

ほかありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。この 8 ページについてですけれども、8 ページの 4、新しくこの度設定されたところですが、この条例の文章読んでおりました第 2 項の場合においてっていうところからなんですけれども、このカッコの位置が非常にわかりにくい。カッコの終わりのカッコがないうちに次のカッコが出てきて、そういったかたちになっておりました一応新しいものが出た時、目をきちっと通していただいて、このあたり少しでも理解しやすいような文言にしていきたいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。これ読んでみていただ

きまして、どうですか。

○議長(橋井 満義君) 村長。

○村長(石 操君) カッコの中にまたカッコが付くなどということはありますけれども、このカッコをわかりやすく表現するということでは多少無理があるかなという気がしていますので、これはしっかり条例の中身を読んで、カッコの中身とさらに外枠のカッコの中身はいずれも関連がありますので、それは並列に書けないのであろうというふうに思いますので、このところはやむをえん部分かなあというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(橋井 満義君) 江田議員よろしいですか。

○議員(6番、江田 加代君) いいですけど、そういうものであれば勉強します。

○議長(橋井 満義君) はい、ほかありませんか。

はい、井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。先ほど同僚議員から専決処分に関する質疑が出ましたので、その関連で2、3お聞きしてみたいと思います。この村長作成の専決処分書があります。ページはありませんけれども、議案第30号ということで承認を求めることについてという文章の次の文章ですよ。地方自治法第179条第1項の規定により、ということになっております。179条については2006年、平成18年に改正がっておりますけれども、その改正の内容についてどのように把握をしておられますか。その上で果たして先ほど質疑に対する答弁されていましたが、本当にそういうことでいいんだろうかどうだろうかという気がしますけれども、まずそれをお聞きしてみたいと思います。

○議長(橋井 満義君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。2006年に改正があったかどうかはわたしも定かではありませんけれども、この条項においては議会を開くことができなかつたり、急にしないといけないことがあった時に、まあ専決処分という村長の権限で行うということで、一番近い議会で報告すると、承認をえるということが謳ってあるものですので、一応3月31日に急遽専決処分を行って、本来ですと5月の13日の臨時議会で報告するべきものが、今回6月になったということでありまして、条文としてはそういう条文でありますので、改正点はどうであったかはわかりませんが、今それに基づいて専決処分をおこなっているということでもあります。以上です。

○議長(橋井 満義君) 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。改正の内容については定かでないということですので、実はわたしも昨日なんですけれどもありました。ようは専決処分できる形態が4形態あるということですね、ありますその内の四つの内の一つの形態、これが議会、先ほど課長から答弁があったように、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな時ということで非常にきびしい縛りがかかっております。

2006年まではどのような規定になっとなったかは多分ご存じ、あるいは忘れておられるかも知れませんがでちょっとお話ししてみたいと思いますけれども、それまではですね、議会を招集するいとまがないと認める時という簡単なものでありました。これがなぜこのように改正、きびしい要件になったかといいますと、いわゆる長の首長の専決処分の乱用防止のためだということは、はっきりその改正の時に説明がっております。どういう解説書を見ても概ねそのように記載されております。ですから先ほどからいろいろありますけれども、ようはあれですよ、先ほど話があったように臨時議会でも開いてでもということですから、それほど大事な、要は議会側にとってはいわゆる議決権の行使になるんですよ。ですからそれだけ大事なものでありますので、その部分をただ簡単に以前からそのようにやっているということで、専決処分してもらっても大変こまるわけでありましてですね、この際意識改革をはかってもらいたいと思います。

一つ聞いてみます。ところでこれ不承認したらあと効果はどうなりますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 思い出しましたわ。この専決処分の規定の改正は、九州のある市の市長さんが人事案件まで専決処分でやったということで、それをまあ専決処分を議会の従来のその市長さんの議会の承認が取れそうもないということで、まあ、人事案件なんかはまあ専決処分はせんだらうなと個人的には思いますし、できもしないだらうなと思いますけれども、それを繰り返したというのがありまして、その規定が変わったということだと思っています。

全国の研修会で一度、隣り合わせになりました。すごい市長さんでございましたが、やり放題みたいな市長さんでしたが、そこで法律が変わったと、改正になったということだと思っていますので、やむをえず専決処分をさせていただく内容の選択というのは、おのずから首長の権限にも限界があるというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思いますし、今回の専決処分につきましては、法律の改正に伴う市町村条例の税条例の改正ですので、手続き的には5月の12日か。いわゆる専決処分をした後の、直近の議会に提案をして承認を求めるのが本意でありましたけれども、その部分が手抜かりがあったということですので、その点についてはおこと

わりを申し上げて、さらに職員については徹底した指導をしていきたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。よくわかっていただいたようですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あの、先ほど村長がおっしゃっていたのは鹿児島市の阿久根市の阿久根市長のまさにあれです。議会と行政とが、決定的な対立状態になったということが多分おっしゃっていると思ひますが、ちなみにですね、これが不承認になつても、これはもう変えようがないわけであります。それも村民に決定的に、生活に、影響する事項でありますので、そこでやはり事前に議会の議決をとることが強くやはり要請されとる、法上ですね。ですからそういう自治法自体の改正もあつとるんだということで、ひとつ今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 31 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、議案第 31 号、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。財源振替の説明をいただきましたけれども、9 ページです。そのあたりもう一回、説明の中で 63 条が発生してこういうことになるというような趣旨の説明をいただいたと思うんですけども、このあたりもう少し詳しくご説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 今の質問は、生活保護扶助費の財源振替についての件です。

はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。こちらの生活保護の扶助費の振り替えですけれども、こちらはあの、生活扶助費を出していたんですが、そちらの被保護者の 1 軒の方からお母さんの年金が入ってきたということで、それは収入金として上げてこれ

を返還をしていただかなければいけないということから、こちらが返還を、63条、つまり費用の返還義務というのがあります、これに基づいて返還をしていただくということになります。その額が14万円ということになります。そうするとこの分を国庫に返還をする必要がありますので、そちら一般財源との振り替えをしていただくという処理になります。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） その生活保護費の扶助費の方はわかりました。

あとこの生活保護の総務費の方の17万6,000円の財源振り替えについてなんですけれども、これはじゃあ、生活保護受給者には関係なくて、これは就労支援、この17万6,000円が財源振り替えになったというのは、生活保護法とは関係なくて、生活困窮者自立支援法の方の対象の財源措置なんですか。それでこれが財源振り替えになったというあたりを説明はいただいたんですがもう一回説明して下さい、

○議長（橋井 満義君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員さんのご質問にお答えいたします。先ほどの生活保護の扶助費とはこれはまた別の案件でありまして、これも同じく生活保護に関係することなんです、生活保護の主な役割としては福祉事務所で取り扱っていますけれども、就労支援というのに大きな目的がございます。

それで就労支援につきましては、日吉津村の福祉事務所で支援員さんというものは持っておりませんので、西部7町村が1人の就労支援員さんをお願いしております。それをお支払をするということなんですけれども、その3分の2が補助対象になったということが後日わかりまして、それでももとの24万なにかの3分の2の額が、この17万6,000円ということでそちらが補助として入ってくるということで、それを一般財源との財源振り替えをさせていただいたということになります。

失礼しました、4分の3ですね。23万4,826円の4分3、17万6,119円が補助の対象になるということで一般財源との振り替えをさせていただくというものでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。ささいなことですが、ちょっと教えてやって下さい。1点目は、この7ページのカーブミラーの設置工事ということですが、自治会長に出ておられる方はわかりますけれども、わたしたちは分かりませんのでその場所を教えて

やって下さい。

それからもう1点目は、10ページの消防費災害対策費のところなんですけれども、まあこの間の説明で2名分の保健師と、避難所の対応ということで2名の職員を送り出すということなんですけれども、まあ時間外これが9万、これ妥当なもんだろうかその辺がちょっとわたしの判断がつかないんですけれども、ただ、送り出すからにはしっかり仕事をしてきてもらわんといけませんので、あとわからん補正がつくかもというような思いもあるんですけれども、どういう限度でこういう9万ということが決められたものか、村長にはどういう気持ちで2名の職員を送り出されるのかということをお答えしてやって下さい。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 景山議員さんのご質問にお答えいたします。カーブミラー修繕ということで上げておりますけれども、これにつきましては場所がわかればということでございますね。[「そうですね、ぜんぜん・・・」と呼ぶものあり] はい、承知しました。そういたしますと、1カ所目が県道の簡易郵便局のところ、役場の先の方ですけれども、あすこのところの奥田さんの側に一つ付けます。

それからもう一つが県道の上口2区公民館の前でございます。もう一つが同じく上口2区の焼肉のふるさとさんのところの県道に付けます。次が役場線の3号線の西川の交差点の西川に付けます。五つ目が県道の富吉中線交差点ここに設置いたします。以上、5カ所です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 災害対策費のご説明をさせていただきます。一応6月7日から1名避難所支援ということで出ておりますし、6月の17日ですかね、保健師の方が1名出かける予定になっております。

それと報告でもあったように、組合の方からボランティア支援ということで2名出ております。で、この予算についてはですね、その保健師、それから避難所支援の職員1名プラス今後あるであろうということで一応見込みをしております、一応時間外については2人分、それから宿日直手当4人分ということで組んでおります。

まあ旅費もそれに合わせて組んでおりますけれども、時間外については普通の職員は避難所支援ということですので、時間外というものではなくて宿日直手当で出しております、保健師については業務支援ということでありますので、時間外の業務はあるということで一応出ていく職員の1時間当たりの単価を、3時間程度6日間ということで一応9万円、ふたりということで9万

円組んでおりますので、今後出る職員によっては、補正等対応していくということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 首長としてどんな気持ちで職員を派遣しておるのかということでありまして、東日本もそうですし、阪神淡路大震災もそうですし、さらには平成 12 年の西部地震もそうだったと思っておりますが、それぞれ被災地には全国の自治体からの職員の派遣でもってその災害復旧にあたる、そしてボランティアの皆さんを受け入れて、災害復旧にあたるというスタイルができてきております。そういう意味では職員の余裕がどこともないわけですが、お互いにそこを理解し合いながら派遣をしておるということでありまして。そういう意味ではアルファ米も提供をしたわけでさらに追加備蓄をするということでありまして、相互に助け合うということでは、自治体はいかに小さくてもその役割は果たさなければならないと、逆にわが村が被災を受けた時には、全国からの支援が入られると思っておりますので、その相互扶助ではありませんけれども、自治体としての助け合いになるのかなというふうに思っております。

で、この度の熊本地震の様子を聞いてみますと、熊本市はボランティアが 2000 人集まられるということですが、そのボランティアの 1 日の役割がだいたい 10 時ごろには終わって、ボランティアはそれぞれの仕事に分かれていくということのようですけれども、益城町は 400 人程度のボランティアが入られるということですが、そこではその日のボランティアの采配ができるのが、午後の 2 時までかかっているということですので、やっぱり自治体の小さいところはそういう苦労があるなあということでございますし、西部地震の時には日野町には、いわゆるボランティアを采配するボランティアが来て下さったというようなこともあって良かったなあというような評価も当時されたわけですが、うちはやっぱり小さいですので、たとえば今行政と住民とがあって、かつてはこの間に、たとえば青年団とか婦人部とか自治会とかという組織がしっかり機能をしてあって、住民を支えることができたということですが、今回の益城町の例でいくと、自治体と住民とがあって、ここの間を取り持つ人が欠けておるということで、そのボランティアの采配が午後の 2 時までかかるということですので、じゃあ 2 時からボランティアは何するだという話にもなっておるようですけれども、やっぱりそういう意味では、その辺の機能も強化していかなければなりませんけれども、いわゆる互いに応援をしあいながらその部分も担っていただかなければならないということだと思っております。

で、益城町の現実には、首長も課長も副町長も役場に居ないという一つ一つの課題に追われすぎ

て、統率機能が不十分になってしまっておるといような報告も受けていますので、そこら辺は応援をいただいた職員に采配をしてやるのが大事ではないかなあということですし、東日本の震災で行きましたわが村の職員が、担当課長がなんら指示できんということを実際の問題として言っていましたので、そこら辺は中枢の機能は村民がいかに被害を受けておっても司令塔である必要があるというふうに思っていますので、やっぱり災害は相互の助け合いだということでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。長くなりました。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。よく気持ちがわかりました。まあ2名また組合からも出られるということですので、帰ったらいたわってやって下さい。たのみます。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。お聞きしたかも知れませんがちょっと入ってませんので、6ページの一般管理費使用料ですけれども、21万6,000円IPアドレス使用料というのがあります。これについての説明と、財産管理費の需用費で27万の施設修繕料、先ほどありました災害対策費についてであります。まああの先ほど村長からも答弁がありましたので理解はいたしました。防災担当の職員というのはこういう災害地の場所にですね、行っているのかいないのか、わたしはやっぱり担当者というのは特にやはり行って把握をしてくるということが大事なことはないかと思ひます。それも早い時期、どういふふう最初に対応するかということを決まるということ、この頃いろいろテレビとか本とか読んでみますとそういうふう記されております。その点を考えますと、やはり担当をしておる職員というのがまず行ってみるということ、お考えにはならなかったということ。

それとボランティアの受け入れということで先ほど村長からありました。それは昨日テレビを丁度つけたらしてありまして、受け入れがなかなかできないということがありました。そういうことを思ひますと、総合計画を見た中でもボランティア受入計画というのがまとめてあります。その中で社会福祉協議会と連携ということもありましたけれども、社会福祉協議会の位置というのがちょっとわかりにくいというふうに思ひました。これをする時にですね、この派遣をする時に社会福祉協議会とも話し合いをされてボランティアに携わる人というのに行く、これは早い時期がいいと思ひますけれどもそういうことはなされなかったのかな、今後、もしこう、あつてはなりませんけれども、こういう時にはぜひ派遣をしていただきたいというふうに思ひます。

どもいかがお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初に、IP アドレスの使用料ということでご説明させていただきま
す。これはネットワーク強靱化の実施に伴いまして、中海テレビのグローバル IP アドレスを現
在 1 本使用しておりますけれども、1 本追加するというので載せております。一応鳥取県の情
報セキュリティクラウドに接続するまでの 6 月から 1 月までの 8 ヶ月分の使用料ということで載
せております。

それから修繕料につきましては、庁舎の玄関の自動ドアが少し壊れましたので、急ぎよその修
繕をしないとイケないということで上げております。

それから災害対策の方で、支援の方に担当がということですが、今回ちょうど 6 月 7 日
ということもありまして、とにかく村として早い時期に避難支援に参加しないとイケないとい
うこともありまして、一応担当というよりは少し若い職員を出して行こうということで、担当につ
いてはちょうど議会中でもありますし、まあ総務課の課長補佐ということもありますので、今後
その辺についてはまた検討させていただきたいと思います。

それからボランティアについては、一応うちの方はボランティアの登録ということがあります
けれども、ボランティアセンターというのは社会福祉協議会にありまして、その辺の連携をとる
ということでもありますけれども、今回の避難支援についてのボランティアということでは、社協
の方には話をしておりません。今後必要であればそういうこともあるかと思いますが、ボ
ランティアについてはまた県の取りまとめとか、この避難所支援等も県の取りまとめ、それから
町村会、いろいろなところからの支援ということで出ておりまして、要望等も、一応うちの方は、
鳥取県に避難所支援ということに乗っかって出ているということでもありますので、ご理解をお願
いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。8 ページをちょっと見ていただいて、まああの今回
の補正の一番目玉っていうのですか、大きいものであるというふうに思っておりますけれども、地
方創生に関わるワークライフバランス支援事業ということで 400 万あまり、補正額は 380 万あま
り上げてありますけれども、このまず、報償費のあわせて 60 万というところについて、少し説明
をしていただきたいなというふうに思っております。

あと2点目が同じく報償費の中の婚活を考える講演会ということでこのあたり、まあ昨年からこのあたりについていろいろな行政も努力されて取り組んでおられますけれども、このあたり実績というのはどうなっているのかと、あともう1点がこの婚活に関して昨年来ずっとわたしも見ておまして、このイベント的にやってもなかなか結びつかないんじゃないかなと、もちろんこの部分も理解はできますけれども、少し昔でいえば仲人さんでもないですけども、本当の意味でなんていうですかね、打ち上げ花火的にやってもこの事業はなかなか達成できんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、このあたりについてどう考えておられるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。まずこの、ワークライフバランス支援事業の概要のところから、ちょっとご説明をさせていただいた方がわかりやすいかなと思いますけれども、これは今、地方創生の加速化交付金の採択を目指して申請をしている事業でございます。これが6月の17日、もうあとわずかなんですけれども締め切りが、こちらが締め切りでして今その最終調整を国と直接やっているところでございます。ですので、若干まだ、事業内容としても流動的な部分があるということ、ご理解をいただいた上で聞いていただきたいと思っておりますけれども、ここのワークライフバランスというのは何かといいますと、もちろん皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、直訳すれば仕事と生活の調和ということで、その理念に沿ってこの事業を進めていきたいなというふうに思っております。具体的には概要書にも書いております。ご覧いただければいいと思っておりますけれども、本村がこれまで取り組んできた子育て支援とあわせて、より子育てしやすい環境の構築をしていくことをねらいとして行ってきたいと思っております。

それで三つの柱を考えておまして、まずは再就職の支援事業というものを考えております。それから働きやすい職場づくり事業を考えております。それから地域で婚活を考えていく事業というようなものを考えておまして、先ほどご質問のありました報償費の、働きやすい職場づくり事業といいますのは、これは事業所向けに開催するものでして、事業所の方に安心して子育てと仕事が両立できる環境を整備していただきたいということで、セミナーを開催するものであります。そのセミナーの講師代として30万を計上しております。

それからもう一つは先ほど言われた婚活を考える後援会ということで、対象としては全村民を対象に考えております。こちらにも30万の予算を計上しております。具体的には、今想定してい

ますのは、働きやすい職場づくり事業でいいますとそういった取組みを成功しておられる社長さんなりに来ていただいて、その成功例などを話していただいたらなと考えております。

それから地域で婚活を考える後援会というのは、婚活のエキスパートの方が著名な方がいらっしゃいますので、そこはある程度はめぼしをつけておりまして、その方に来ていただいて講演をしていただいたらなというふうに考えておるところでございます。

それから二点目の、婚活を考える後援会ということで昨年の実績ということなんですけれども、昨年予算化はしていましたが、正直なところそれができていないということが実態でした。そして28年度もこれについては当初予算から上げておりますので、今回の事業とあわせて今年度は必ず実施をしていきたい、具体的なことにつなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そしてあの、イベント的な打上花火で終わっても実質的に結びつかないのではないかとということで、まさしくおっしゃるとおりであります。ただ、そのイベント的なものも打ち上げていく中でやはり本物のものに少しずつ変えていく、実のあるものにしていきたいということで、まずは打上げ花火でも上げることが大切かと思っておりますので、そのような事業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） はい、ありがとうございます。まあ今説明していただいた。前段は、わたしも説明資料を読んでおりますので、おおよそは理解しておりますけれども、まあこれまでのね、いくら国費、そういいながらも一般財源も使っているわけなんで、いくら国費といいながらもこの講師謝礼あわせて60万なんていうのが今まであったのかなと、たとえば2万とか3万の講師謝礼なんていうのがわたしのだいたい覚えるところですけども、このあたりを少し説明いただきたいと、あとですね、去年はどうもむずかしかったという話は聞いておりますので、今回こうした事業計画はいいんですけども、このやったやったですね、いざフタを開いたら4、5人が来られて事業はやりましたと、このね、婚活ですね、下の方ね、考える講演会というのは、参加者を呼び込むというテクニックというのはどういうふうに考えられているのかなと、この二点、報償費30万、それから手法、参加していただく方の手法はどう、そのあたりまでは考えて予算化はされていると思うんで、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。報償費の金額なんです

けれども、だいたいその村でいえば3万とか5万ぐらいまでというのが常識的になっております。今回の場合は30万という結構高額な予算をしておりますが、先ほど申しました講師を、ある程度目星を付けている方が非常に高額な方でございます。そして若干、その辺国費をあてにしている部分もあるんですけれども、その国費が使えるんなら普段呼べないような高額な講師も呼ぼうというところをねらって、そういった金額で設定をさせていただいております。

それから参加者の確保というところですが、やはりここは一番なにをやるにもむずかしい問題でして、その辺のむずかしさを重々承知しております。やはりどういう手法かと、まあ想定してということで、なかなか今明確に答えはできませんけれども、やはりまあ、村内各団体いらっしゃると思います。とにかく一人でも多くの声かけをして来ていただく、そのことに努めるということしかないかなというふうに考えておりますので、皆さんもぜひとも、ご参加をいただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 小原課長のすばらしい答弁を聞いて、納得いたしました。

あとこれは村長にお聞きしたいですけれども、この婚活のことについては、一般質問でもこれまでさせていただいたと思うんですけれども、今小原課長の方も打上花火でもやっば上げんことには話にならんと、その通りだとわたしも別段それには異議を申し立てるものではないですけれども、というのがね、本当にね、結婚というですかね、結びつきをつけるにはね、日吉津村内にも結構そうしたプロフェッショナルじゃないですけれども、昔でいう先ほど申し上げたとおり仲人とかね、そういうところの方もおられるんで、たとえばそういう方に少し声かけして協力してもらうなんていうところに、少なからぬ予算もかけてやったら現実的でないかなというふうに思いますけれども、そのあたり村長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 非常にむずかしい話ではございますけれども、そういうまあ、コーディネーター的なものを、配置をしていらっしゃるのがありますし、そういう婚活の事業も含めてコーディネートをしていらっしゃる方もこの近辺にはあるようでありますので、その辺も含めて、人が、男性と女性が結婚をするということで、非常にむずかしさが、それぞれの生活の価値観が画一をされておるとというのが実態かなというふうに思うところではございますけれども、でも親御さんはそうではない。子どもが結婚してごさんかいなというようなこともあるわけですので、ここで即答できませんけれども、そういうコーディネーターを配置しながらやっばいらっしゃる自治体もあるようで

すので、それらを一度検討をしてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。いろいろ出ましたので、わたしの方からは歳入の関係が 2 点と歳出の関係が 2 点、合計 4 点をお聞きしたいと思います。

まず、歳入の関係ですが、さきほどから地方創生加速化交付金事業ということでいろいろ出ておりますけれども、これは第 2 次募集ということで、要認されたということで付いた事業のようなんですが、今後どうでしょうか 3 次、4 次とまだ続くような状況があるんでしょうかということが 1 点です。

それから 2 点目が雑入の関係、諸収入の雑入の関係で生活保護費返還金というのが 14 万ほどあります。これ雑入になっていますので、多分生活保護を受けておられる方か何かの貸付金かなんかでしょうか。ようそのあたりがわかりませんので、返還金が増えたということですので、そのあたり、ここもう少し説明をしていただいたらと思います。

それから歳出の関係であります、さきほどから熊本県の災害出動の関係でアルファ米を送ってあげられたということなんですが、現在どうなんでしょう。日吉津村、わが村はどれぐらいのアルファ米の備蓄があるんでしょうか。それで今回送られたのはどれぐらいで、それからこの補充というのはすぐにきくもんなんだろうということをお聞きしたいと思います。

もう一点が歳出の関係で、衛生費の関係の公害対策費の関係なんですが、委託料で 3 万 4,000 円ほど騒音機材検査委託料というのが含まれております。これはまあ内容がちょっとわかりませんが、今までずっとあるような王子製紙の関係の騒音検査の関係じゃないかなとは思ってみたんですが、そうだとすればこれは委託内容の変更はなんかあったんでしょうか。委託内容に変更があってその増額でしょうか。以上 4 点についてちょっとお聞きしたい。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 地方創生の加速化交付金の 3 次、4 次があるかということでありますけれども、6 月 17 日が先ほど申しあげましたように、第 2 次の締め切りだということでございまして、あしたは総務課長と担当者 2 名が直接地方創生本部の事務方と議論をしてこのワークライフバランスの事業について理解を求めていくという予定でありますが、非常に総務省のハードルが高くなっております。当初の地域の課題を地域で考えて、その解決策について地方創生の交付金を出すという言い方でしたけれども、その中には先駆性なり先見性がなければだめだよと、従来

のワンパターンの横並びの政策ではだめだということが求められておりまして、わが村は人口が増えつつある中での地方創生を組み立てたということですので、非常にハードルが高いように感じています。

でもまあ、あしたはそういう時間を設けていただいたということではありますが、まだそういう加速化交付金の枠が何億か残っておるといった情報はありますが、3次、4次があるかということでは方向は示されておりません。

それから加速化交付金に結びつくのか結びつかないかということでは、別問題として安倍内閣が経済対策として補正を出すのではないかということも言われておりますけれども、それとでもたしかなものではないということで、今回は6月17日の第2次の締切に向かってそれに採択されるべく努力をし、あしたは内閣府に直接出かけるということでもありますので、とりあえずの加速化交付金についてのお返事と、回答とさせていただきます、あとは担当の方からお話しをさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。アルファ米ということですが、本村では11箱ひと箱100グラム、一食100グラムの50食入りを11箱持っておりますけれども、今回550食ということで、すべて県の方に提供させていただきました。今現在ゼロということで、今回急ぎで補正の方で半分の5箱を買う予定にしております。これは一括で買ってしまくと賞味期限が全部いっしょになってしまいますので、今年度と来年度に分けて買わせていただくということにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。歳入の方でもう一点ご質問をいただいております。雑入の関係ですが、これはあの先に江田議員さんにご質問していただいた内容と関連してございまして、財源振替の方ですが、ちょっと説明したんですが、生活保護費被保護者に保護費をお支払しておるんですが、そこでお母さんの年金がはいってきたということから、その分収入とみなして保護費を返還してもらわないといけないと、その分の額が14万、それを返していただくと、その分歳出の方ではその14万円を扶助費に充当させていただきますので一般財源を削らしてもらったという経過でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員さんの質問にお答えいたします。衛生費の公害対策費に

あります騒音機材の点検委託料につきましては、そういった専門の機器の場合は法律で機材の点検を3年に一回程度行うということの定めがありますため、専門の業者に点検を委託するための費用でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。8ページ、先ほど来からあります。児童福祉費総務費についてですが、地方創生の費用、はじめに委託料の200万これについての説明をお願いいたします。どこにどういうふうに委託をして、どんなアンケート調査をとられるのかということの説明してください。

それと2次募集にこれを出されるということですが、地方創生の事業の中を見てみますと、始めは公的にやっていくけども順次民間に移していくということがうたってありますね、そういう事業計画を組まないと、該当にならないというようなことが書かれてあったようにわたしは記憶しております。ですので、これを今後どういうふうに移動っていいですかね、移していかれるのかということをお聞きいたします。よそにない取組みということにして、このことにつきましては県下だいたい全市町村っていいですか、取組んでおられると思っております。その手法が問題かなというふうに捉えていますので、それをどういうふうにして、今後民間の方がやっていただけるような形、自分たちでやっていかれるようにもっていくか、それも検討しながら取り組んでいかないと、募集の応募に当選してもらえないんじゃないかということを考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あの、先駆性というのは、さっきも言われましたようによそと違いのあるものをしないといけないということと、今回の地方創生は5年間法律で一応約束がされてありますけれども、それぞれ年度ごとに採択になる、ならないという可能性もあるわけですし、そのならない、いわゆるそのわが村でたてた地方創生の総合戦略は、交付金のあるなしにかかわらず5年間は事業実施をしなければならないということが、前段で国の方から指示が出されておりますので、いわゆる必要以上に無理をすると国の採択から落とされた時には、財政的な体力勝負が継続できるのかということがありますので、いたずらに無理な計画はたてられないということでもありますので、今わが村で必要などちらかといえは子どもさんの数が思うように生まれえないというのは実態としてはよそより数字はいいですけれども、悪いですのでそれを引き上げるための対

策としては、さっきのワークライフバランスの支援をする事業等を組み立てていくということで、民間に移していくという手法が取れるものと取れない部分がございますので、そこら辺のすみわけはしていかなければならないと思っておりますけれども、このワークライフバランスなどについては、それぞれの企業にしっかりとご理解をいただいて、そういう形につなげていくことができるといふふうに期待をしての取組みであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。委託料の200万アンケートの件についてご質問いただきました。これにつきましては、三つの柱と先ほど申し上げましたけれども、その内の働きやすい職場づくり事業という内の一つに考えております。

それで対象としては事業所を対象としておりまして、アンケートの手法につきましては一応業者委託を考えております。それで金額の200万というのは、先回、日吉津村地方創生総合戦略、これを作った時にもアンケートをしておりますけれども、だいたいこの時にかかった費用と同額程度のものを、同額といいますか、その批准から200万という金額を出しております。対象としては一応100社程度を対象としておりまして、この地方総合戦略を作る時は一応50社だったんですが、その時はイオンのテナントさんとかは入っておりませんので、そちらも含めて100社程度のアンケートを取ろうというふうに考えております。

内容は、子育て支援策、どういう支援策をとられていますかとかですね、それから育児休暇の取得の状況なんかをこの時も前回も取ってはいたんですけれども、より具体的な質問項目を設けて、その辺をちょっと集計してみたいなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。たいへん申し訳ありませんが、一次に募集をして、米子市と日吉津村全額が採用になりませんでした。地域創生の事業に対して、150万でしたね、日吉津村の場合は、これは採用されなかったということについての分析といいますか、それはどういうことかということはどうお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 小さな村の仕事づくり事業ということで150万円上げておりましたけれども、西部市町村の商工会等で新規の創業支援ということで創業塾等を推進するとか、またそういうセミナーとか、そういうものについての事業を行うということで、雇用支援づくり

ということで計画を上げたんですけれども、先駆性がなかったというところだと思って、具体的にくわしい理由は聞いておりませんが、そういうところで先駆性がなかったのではないのかというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） よろしいですか。

はい、松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。歳出の方の7ページの先ほど出ましたカーブミラーの設置工事なんですけれども、48万5,000円、5カ所ということで3月の自治連合会で確認という説明があったんですけれども、これ、5カ所で単純計算するとね、1本っていうんですかね。9万7,000円くらい、10万くらいするんですけれども、この5カ所に一度に設置されたのは、年に1回自治会から出しますよね、要望書という、あそこからなのか、自治連合会で自治会長さんが集まって、じゃあ、今回はカーブミラーをどっからつけましょうかみたいなので、結局どこで決定したかというのを聞かせていただきたいというのと、その上の印刷製本費で21万円、これ移住定住パンフレットということでしたけれども、どの程度の総カラーっていうんですかね、すべてカラーのパンフレットなのかという点をちょっとお聞かせ下さい。

なぜかといいますと、前回福祉保健だったと思いますが健康診断のお知らせ紙の申込みのところに、総刷りの裏表の1枚ものが出ておりました。あれが、わたしはあまり思わなかったんですが、村民の方からすごくお金がかかっていそうなものだと、1枚もので、これは最終的に予算が余ったのでこういうものを作ったのかという指摘がございましたので、そこら辺をちょっと聞かせて、今回はそういうあれではないのかということをお聞かせいただきたいというのが、1点です。

それと、先ほどから出ております8ページの働きやすい職場づくりの方ですね。先ほど事業所100ほどと言われました。これは村内の事業所なのかという点と、村外であれば村民さんが万が一働いておられる、村民の利益にならないと意味がないと思いますので、どこを基準に事業所を選ばれたのかという点をお聞きしたいです。

今回補正の質問なのであまり余計な質問はしたくないと思いますが、そこの辺をお聞かせ下さい。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松本議員の質問にお答えいたします。カーブミラーの設置についてですけれども、言われますように自治会要望の出てきたものを自治連合会長さんの会の時に、

今年はちょっと天候の関係で結局は出れなかったんですけども、まあ、現地を見て決めるというようなかたちをとっておりました、その中で一応この5カ所が特に重要ではないかなと先に、まあほかがどうかということではなくて、まずここからさせていただこうというようなことでいたしました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） さっきのカーブミラーの最終決定は、どこでしたのかということがあると思いますので、そこはちょっと確認をして返事をさせることにして、ほかの今の印刷の関係の回答をします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 移住定住の印刷ですけども、一応カラーで4ページということで、一応ガイドブックも今回作っておりますけれども、ああいうイメージで、A4判で作っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） アンケートの件でございますけれども、100社と申し上げました。それは村内の事業所を対象にしております、イオンの中のテナント結構数が多いのでそれを数に含めております。それで直接日吉津で働いている方が少ないのではないかとということですけども、実際そうございまして、ただ日吉津の村内の事業所がそういった取り組みをされていけばやはり、間接的ではありますが日吉津いいところだなということで、日吉津のファンも増えていくのではないかとということもねらいとして、総合的に日吉津の魅力アップにつなげていくということを考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 健診の申込票の中に入りました、まあいうなればショックキングなデーターでしたけれども、今回、健診を協会けんぽとデーターを共有化することになって、そのメリットとしてデーターが協会けんぽの方から示されて、印刷を協会けんぽにしてもらったということです。

それから移住定住のパンフレットについては、地方創生の中でまあ初年度だけ補助になりましたけれども、住宅を取得される際に、いわゆる定住される際にどんなメリットがありますよということを、たとえば金利補填もありますし、太陽光発電はどっかの電気屋さんには町村の補助額が書いてありましたけれども、そういうことを書き加えて定住の選択にしてもらうためのパンフ

レットを作るということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

では、担当課長が帰りましたので、カーブミラーの5ヶ所の決定の経過、どんなところを、場を踏んで決定したのかということをお答えをさせたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松本議員さんの質問にお答えいたします。カーブミラーの設置につきましては、3月の自治連合会の方でさせていただくということで報告をさせてもらっておいりました。

すみません。3月の自治連合会の時に先ほどの5ヶ所に設置をするということを決めさせていただきました。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

はい、松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） はい、カーブミラーはそのように確認をとったということは聞いておりますので、大丈夫です。ありがとうございます。

それと先ほどの事業所の分ですね、100社ということで、まあちょっとわたしの思っていた感覚と違ったので、まあそういう理由ならそうなのかなという感じではありますが、たしかにアンケート200万というのもすごいなと思うんですけども、委託料ということなんでこれくらいかかるんだろうと思います。ただ、この職場の方はあれなんですけれども、乳児の方ですね、こちらの方も30万ずつ出ておりますので、講師さんの、ただ、婚活を考える。まわりがずっと考えていてもどうなんだろうという。じゃあなんで結婚しないのかという話になってきますと、ちょっと補正からずれて行きますのであまり言いませんけれども、そこら辺のことも本人さんたちに聞いていただいて、今ドラマでも結婚できないんじゃないんですというのがはやっていますので、その辺の間隔も、ちょっと若い人の意見も聞いていただいてと思います。これはいいですので、以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないので質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回本会議は6月15日午前9時より一般質問を行いますので、各位議場に御参集下さい。

午前10時35分 散会
